

	質問内容	回答
	【概要】	
1	「第3弾 県民一家族一旅行」の概要を教えてください。	「第3弾 県民一家族一旅行」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、県民の県内旅行に対する宿泊料金の割引（1人1泊あたり最大5,000円）または日帰り旅行代金の割引（1人あたり2,000円）の支援を行うとともに、地域限定クーポン（宿泊を伴う旅行の場合1人あたり最大2,000円、日帰り旅行の場合1人あたり1,000円）を付与する事業です。
2	割引の対象となる旅行期間・宿泊期間を教えてください。	・2022年4月11日（月）から2022年8月31日（水）（9月1日（木）チェックアウト分）までとなります。 ・2022年4月11日（月）から2022年9月30日（金）（10月1日（土）チェックアウト分）までとなります。
3	割引対象商品の販売期間を教えてください。	・2022年4月11日（月）から2022年9月30日（金）までとなります。 ※宿泊予約サイト（OTA）は、各サイトにより販売開始日が異なります。 ※宿泊施設への直接予約は、STAYNAVIに登録された栃木県内の宿泊施設が対象となります。
4	どこで申し込むことができますか。	事務局が指定した旅行会社または宿泊予約サイト（じゃらん、楽天トラベル、JTBWEB、るぶトラベル、ゆこゆこ、ゆめやど、Yahooトラベル）、宿泊施設（STAYNAVIサイトに登録され「第3弾県民一家族一旅行事業宿泊割引クーポン券」の発行可能な施設）にてお申し込みが可能です。詳しくは「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/
5	宿泊施設での直接予約は割引対象となりますか。	STAYNAVIに登録された栃木県内の宿泊施設が対象となります。対象施設に直接予約した後に、STAYNAVIの専用サイトで割引クーポンを発行してください。
6	割引対象の宿泊施設を教えてください。	対象の宿泊施設及び取扱旅行会社は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/
7	既に販売（予約）している商品も割引が受けられますか。	本事業の開始前（4/10以前）に購入（予約）した商品は割引対象外となります。なお、割引適用のため一旦予約を取り消して新たに予約を取り直すことで対象とすることは可能です。その際にかかった以前の予約の取消料は旅行者の負担となります。 ※9月1日（木）以降の宿泊は8月25日（木）以降の予約商品が割引対象となります。割引商品の販売開始日時は販売会社により異なりますのでご注意ください。
8	利用回数の制限はありますか。	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。
9	子ども、幼児も割引対象となりますか。	宿泊旅行の場合1人1泊6,000円以上、日帰り旅行の場合1人あたり5,000円以上の旅行代金が設定されている場合であれば対象となります。
10	企業の出張案件等のビジネス利用は適用可能ですか。	ビジネス目的での利用は対象とはなりません。また、そのため法人名等での領収書の発行もできません。
11	市町等が行っている割引制度との併用はできますか。	市町が実施する割引制度との併用は妨げませんが実質0円となる活用はできません。併用が可能か否かは市町等にもご確認ください。
12	消費税・入湯税についての考え方について教えてください。	消費税込の金額を「基準の旅行代金」として計算します。入湯税は予め旅行代金に含めている場合は対象としますが、宿泊施設で当日精算する場合は対象外です。
13	宿泊予約サイト（OTA）のクーポンが4人までとなっていますが、なぜ4人なのか教えてください。	新型コロナウイルス感染防止の観点から、4人以下のグループまたは1家族単位でのご利用をお願いしております。
14	キャンセルした場合はどうなりますか。	通常のキャンセルと同様にキャンセル料がかかります。なお、キャンセル料は旅行者の負担となります。
15	新型コロナウイルスの感染状況により事業を中断、終了するとあるが、分かる範囲で具体的に教えてください。	旅行先または出発地の都道府県の感染状況がレベル3相当以上の場合や「まん延防止等重点措置」の適用を受けた場合、当該期間中は支援の対象外となります。また、感染状況の急速な悪化等の理由により本事業を実施することが適当でないと栃木県が判断した場合は中断、終了させていただきます。その場合、決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。
16	旅行前のワクチン3回接種または抗原定性検査等による陰性証明がないと割引にならないのですか。	2022年4月11日（月）以降の旅行についてはワクチン接種済証の提示または抗原定性検査またはPCR検査等（抗原定量検査を含む）の陰性結果通知書（有効期限内のものに限ります。）の提示が必須となります。そのため、旅行前に3回のワクチン接種または抗原定性検査等が必ず必要となります。
17	チェックイン時に①居住地を証明する書類、②ワクチン接種歴の証明書または抗原定性検査等による陰性証明（検査結果通知書）を忘れた場合、後日の提示でも可能ですか。	チェックイン時に①居住地が証明できる書類、②ワクチン接種歴の証明書または抗原定性検査等による陰性証明（検査結果）の提示が必須となります。当日持参を忘れた場合、割引の適用ができず現地にて割引代金分の差額徴収がございます。また、地域限定クーポンのお渡しもできません。
18	期間中に全国旅行支援が始まった場合、「第3弾 県民一家族一旅行事業」は終了するのですか。	未定です。決定次第、専用ホームページ等でお知らせいたします。
19	旅行実施前に抗原定性検査やPCR検査等にて陽性反応が出たことで旅行を中止する場合に取消料に県民一家族一旅行事業の割引を充当することはできますか。	取消料の支払いに県民一家族一旅行事業の割引を充当することはできません。

	質問内容	回答
	【居住地確認】	
20	割引対象地域（栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県）の県民であることの証明はどのように行うのですか。	予約販売をする旅行会社にて身分証明書等（運転免許証や健康保険証など）により確認します。「宿泊割引利用申込書」に同行者全員の氏名と住所をご記入いただくとともに、代表者の居住地を身分証明書等にて確認します。 宿泊予約サイト（OTA）の場合は、登録住所が割引対象地域の方のみクーポンが利用可能です。 なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が割引対象地域内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いします。
21	申込みの際、全員の身分証明書が必要ですか。	旅行申込時には申込代表者の身分証明書等が必要となります。 なお、宿泊時のチェックインまたは日帰り旅行の集合地にて割引適用者全員の居住地を身分証明書等にて確認いたしますので、証明書等を当日持参いただきますようお願いいたします。
22	割引対象地域（栃木県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県）内居住者であっても、免許証等の住所変更を行っていない場合は、どのように確認を行いますか。	住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等と併せて提示していただくことで確認を行うこととしています。
23	家族のうち1人だけ割引対象地域外に居住していますが、どうしたらよいですか。	割引対象地域内居住者であることが対象条件となっております。割引対象地域以外の居住者は対象外となりますので、通常料金をお支払いいただくこととなります。
	【ワクチン接種歴の確認について】	
24	ワクチン接種歴、検査結果通知書は原本の提示が必要ですか。	原本以外にも、原本を撮影した画像や写し（コピー）、アプリの画面等での提示も可能です。ただし、本人のものに限ります。そのために本人確認ができる身分証明書の提示も併せて必要となります。宿泊予約サイト（OTA）で予約された場合、宿泊施設においてチェックイン時に必ず確認しますのでご持参ください。
25	ワクチン接種歴の提示に携帯アプリでもよいですか。	国の新型コロナワクチン接種証明書アプリや「ぐんまワクチン手帳（アプリ）」での提示で確認可能です。
26	複数泊の場合、ワクチン接種歴、検査結果通知書はその都度取得し提示が必要ですか。	同じ宿泊施設に2泊以上する場合は、2泊目以降の提示・確認は不要です。 宿泊施設を変えて複数泊する場合は、たとえ一連の旅行であったとしてもチェックインの度に提示・確認が必要です。
27	確認書類の持参忘れ（提示できない）の場合に後日の提示で認められますか。	後日の提示は認められません。
28	ワクチン接種歴の証明を必要としない場合はありますか。	同居する親等の監護者が同伴する場合、12歳未満のお子様は検査不要です。また、学校等の活動（修学旅行等の学校行事）に係る利用者は要件としません。
29	ワクチン接種歴の証明の確認書類（利用者の署名）等のコピーを提出する必要はありますか。	提示のみで結構です。
30	検査費用は割引対象とすることができますか。	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、割引の対象とはなりません。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、割引の対象とすることが可能です。
31	ワクチン接種歴の証明による割引条件を満たさない場合とは具体的にどのようなことですか。	下記のケースが想定されます。 いずれの場合も割引適用外となります。通常料金をお支払いください。 ・検査結果が陽性 ・判定結果が「判定不能」であった場合 ・確認書類の持参忘れ（提示できない） ・ワクチン3回目接種を終えていない ・検査結果通知書の有効期限が切れている（PCR検査等は検体採取日+3日、抗原定性検査は検体採取日+1日が有効期限）
32	検査結果が陽性になった場合、どのようにしたら良いですか。	旅行をお控えいただくとともに、すぐに最寄りの医療機関または受診・ワクチン相談センターに連絡して指示を受けてください。
33	同行者の検査結果が陽性であり、旅行者自身が濃厚接触者と考えられる場合、どのようにしたら良いですか。	「受診・ワクチン相談センター」に相談し、指示を受けてください。
34	確認書類を忘れてしまった場合、検査結果が間に合わなかった場合、ワクチン3回目未接種の場合等についてどのようにしたら良いですか。	旅行会社で申込みをされた場合は、旅行会社にご相談ください。宿泊予約サイト（OTA）で申込みをされた場合は、宿泊施設にご相談ください。
35	同居する12歳未満の子どもがおりますが、同行する両親のうち片親だけ割引対象とならない場合（例：ワクチン未接種かつ検査未受検等）でも子どもは割引対象となりますか。	割引対象となりません。同居する親等の監護者が同伴する12歳未満の利用者は検査不要ですが、 <u>同行する同居家族全員が割引対象者であることが条件となります。</u>

	質問内容	回答
	【地域限定クーポン】	
36	関東ブロックの県民が追加になることに伴って、地域限定クーポン券の利用範囲も隣県に広がるのですか。	地域限定クーポン券の利用範囲はこれまでどおり事務局から承認を得た栃木県内の地域限定クーポン加盟店のみとなります。
37	地域限定クーポンの種類を教えてください。	1,000円券の紙クーポン1種類のみで、電子クーポンは取り扱っておりません。
38	地域限定クーポンの有効期間を教えてください。	宿泊施設または旅行会社にて記入された地域限定クーポンの日付の期間となります。宿泊の場合はチェックイン日からチェックアウト日の期間、日帰り旅行の場合は旅行実施日となります。
39	地域限定クーポンはどのタイミングでもらえますか。	宿泊旅行については宿泊施設においてチェックイン時に、日帰り旅行については当日集合時において、割引適用者全員が割引対象地域であることを確認した上でお渡しします。
40	地域限定クーポンはどこで使えますか。	栃木県内の地域限定クーポン加盟店でご使用いただけます。加盟店は随時参画募集としており、最新情報は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/ ※地域限定クーポン裏面のQRコードからもご確認ください。
41	地域限定クーポンの現金化はできますか。	地域限定クーポンは現金と交換できません。
42	地域限定クーポン使用時におつりはできますか。	地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りはできません。
43	地域限定クーポンは宿泊代金の残額や次回宿泊時の支払いに使用可能ですか。	使用できません。
44	GoToEatの券と併用して地域限定クーポンを使用することは可能ですか。	可能です。栃木県におけるGoToEat事業の栃木食事券の事業が実施されていることが条件となります。
45	地域限定クーポンは県内の対象加盟店であれば、観光地でなくても使用できますか。	有効期間内であれば、事前登録のある栃木県内全ての対象加盟店で使用可能です。加盟登録施設は随時募集しており、最新情報は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tocchigiji.or.jp/ ※地域限定クーポン裏面のQRコードからもご確認ください。
46	地域限定クーポンに有効期間が書かれていなかった場合、どうしたらよいですか。	有効期間の日付が記入されていない地域限定クーポンは無効となります。受け取った宿泊施設または旅行業者にご確認いただき、日付の記載を依頼してください。
	【修学旅行・団体旅行・日帰り旅行】	
47	修学旅行等における引率教員の旅行代金は本事業の適用となりますか。	適用になります。修学旅行等は特例として割引対象地域以外に居住する児童・生徒・教員の方も適用になります。
48	修学旅行等で利用したいのですが対象条件はありますか。	割引対象地域内に所在地のある学校が行う修学旅行等のうち、本県が主たる旅行先である場合は対象となりますが、割引対象とならない地域が行程に含まれる場合は対象外となります。
49	教育旅行（遠足）は日帰り旅行の割引対象となりますか。	割引対象地域内に所在地のある学校が行う日帰り教育旅行（遠足）は対象となります。ただし、部活動等による大会参加や遠征は対象外です。
50	職場の団体旅行で利用したいのですが割引対象となりますか。	割引対象地域にお住まいの方でワクチン接種歴の確認等による条件を満たす方に限り対象となります。なお、感染防止対策に十分ご注意ください。
51	日帰り旅行はどのようなものが割引対象となりますか。	事務局から承認を得た旅行会社が販売するパッケージツアー（誰でも購入できるバス旅行等）で、かつ本県が主たる旅行先である旅行商品が対象となります。個人や団体が旅行会社に依頼して作るツアーは割引対象にはなりません。
	【宿泊予約サイト(OTA)による予約について】	
52	宿泊予約サイト(OTA)の利用方法を教えてください。	宿泊予約サイト(OTA)上でクーポンを取得した後、掲載されている宿泊施設の旅行プランを予約すると、決済時に割引が反映されます。なお、各宿泊予約サイト(OTA)により手続きが異なりますので、詳しくは専用ホームページの「事業概要」-「割引プランのご予約について」-「OTAのご予約(宿泊のみ)」にある各社の「クーポン利用方法はこちら」をクリックし、手続きに従って予約してください。
53	宿泊予約サイト(OTA)で予約する場合のクーポンは、印刷すれば現地で使用できますか。	できません。宿泊予約サイト(OTA)上でクーポンを取得した後、宿泊施設を予約していただき、決済時に割引となります。
54	「第3弾 県民一家族一旅行」クーポンはどのくらいの期間キープできますか。	クーポンは、先着利用順で、枚数が限られています。予約を完了する前に利用上限枚数に達した場合、利用することができません。クーポンを獲得したら、なるべく早く予約を済ませてください。
55	キャンペーン期間の前に予約した旅行は対象外ですか。	キャンペーン再開前に宿泊予約サイト(OTA)において予約していた旅行には利用することができません。予約していた旅行をキャンセルして、予約し直すことはできますが、同じプランが予約できなかったり、クーポンが無くなっていたりすることがあり、再予約ができる保証はありません。またキャンセル料が発生する場合がありますので、再予約を行う場合は十分ご注意ください。
56	「第3弾 県民一家族一旅行」のクーポンを誤って取得してしまいました。	「第3弾 県民一家族一旅行」のクーポンを誤って獲得してしまった場合は、何もせずそのままにしていて構いません。クーポンは宿泊予約をする際の先着順で利用できるため、獲得しただけでは他のユーザーに迷惑を与えるようなことはございません。
57	「第3弾 県民一家族一旅行」のクーポンが使えないのはどうしてですか？	「第3弾 県民一家族一旅行」のクーポンが使えない理由として、次のことが考えられます。 ・利用上限枚数に達した場合 ・利用期限が過ぎている場合 ・クーポンの利用条件に合致していない場合 ・クーポンの利用対象外施設の場合 利用期限や対象施設が決められているだけでなく、クーポンによっては「〇名以上、〇円以上の場合に使える」など利用条件が設定されています。改めてご確認ください。
58	予約をキャンセルして再利用できますか。	キャンセルをして予約し直すことはできますが、同じプランが予約できなかったり、クーポンが無くなっていたりすることがあり、再予約ができる保証はありません。またキャンセル料が発生する場合がありますので、再予約を行う場合は十分ご注意ください。
59	割引対象地域の県民であることの証明はどのように行いますか。	各宿泊予約サイト(OTA)に登録された住所により判断されます。なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が割引対象地域内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いします。

	質問内容	回答
	【宿への直接予約について】	
60	全ての宿泊施設が直接予約の対象になりますか。	下記条件を満たす宿泊施設が割引対象となります。 ①事務局が指定した第3弾 県民一家族一旅行事業参加の宿泊施設 ②STAYNAVIに登録されている宿泊施設
61	宿への直接予約の割引利用方法を教えてください。	【割引利用手順】 1. 第3弾県民一家族一旅行ホームページ（当ホームページ）でSTAYNAVIへ登録している宿泊施設を確認 2. 上記の対象宿泊施設の公式サイトまたは直接お電話でご予約 3. 利用者がSTAYNAVIへログイン（未登録の方は新規会員登録が必要となります。） 4. 「STAYNAVIサイト」内で第3弾 県民一家族一旅行事業宿泊割引クーポン券を発行 5. クーポン券を印刷・持参して出発（スマホ画面等の提示でも可） 6. 宿泊施設のご利用
62	宿への直接予約の割引は事前決済も対象になりますか。	事前決済は原則、割引対象外となります。STAYNAVIクーポンを利用した割引適用は現地決済プランのみ対象です。
63	直接予約対象の宿泊施設の予約が確定した時点で割引適用は確定になりますか。	宿泊施設予約時点では割引適用は確定しておりません。予約後に、STAYNAVIサイト内でクーポン券の発行手続きを行ってください。STAYNAVIクーポンが予算上限に達した場合は割引適用ができません。
64	STAYNAVIでのクーポン券発行の操作が難しいのですが、省略できませんか。	直接予約をした宿泊施設に電話でご相談いただければ、利用者に代わってSTAYNAVIの代理入力を行うことができます。